

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開いたします。

続いて、通告9番、12番 井上光三君の一般質問を行います。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、だいぶ時間も経過していますので、簡潔に質問をして参りたいと思います。私は、4点について質問通告をさせていただきました。まず1点目、町長の公約と総合計画についての質問に入ります。望月町長が誕生しまして、まもなく1年が経過しようとしています。町長が立候補時に掲げた公約を進めるためには、総合計画へ掲載することが必要不可欠であると考えています。ご案内のとおり本町の総合計画は、町づくりにおける羅針盤であり、最上位計画であります。また、町長との公約の整合性を図り実行性のある計画とするため、前期計画4年後期計画4年、8年間の計画となっています。このため、望月町長との公約の整合性が図られた計画に見直す必要があると考えています。しかし、1年間が経過している現在において見直しがされていません。この件につきましては、6月定例会において鮫田議員が総合計画見直しに関する質問をしていますが、その時町長は、私が掲げる公約との整合性を図りながら、必要な見直しを行っていくと答弁されています。しかし、半年経った現在においても見直しはされていません。そこで何点か質問をさせていただきます。

まず（1）ですが、町長が進めようとしている対話と現場主義による協働の町づくりは、総合計画が見直されていない現状において、具体的にどのように進めているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただ今の質問にお答えいたします。第二次富士川町総合計画は、町民の皆さまの意見を最大限反映し、策定されているものと考えております。私が町長に就任するにあたり掲げた「対話と現場主義による協働のまちづくり」を推進していく上で、大きな乖離はないものと考えております。こうしたことから、当面の間、現計画を基に、私が掲げる施策を実現して参りたいというふうに考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問ですけれども、ただいまの町長の答弁は、当面の間は現計画を基に町長の公約との整合性を図りながら実施していくということですね。そうします

と6月定例議会では見直しを行っていくということでしたけれども、方向性を変えて、この答弁ですと当面見直しを行わないというふうに聞こえるんですがそれについては見直しをどうするのかということになりますけれども、それはまた次の3番でまた質問していますので、その時答弁していただければ結構なんです。そうしますと見直しをするまでの間は現計画で町長は実施していくということになりますと、町民はよくわからないと思うんですよ。町長が公約で、広報にも載りました。りっぱな公約で重点施策も5つありますから、この5つの点を現行の計画ではどこに合わせて今の町長がやってくれるのか、具体的に進めていくのか町民はわかりません。我々議会も総合計画に沿って、町の事業がどう推進されているのかチェックをしていきます。これが議会の役割なんです。見直しがされるまでの間、町民に対してどういうふうに進めているのかという説明ですね。我々議会に町長の公約のこの部分がどこでどういうふうに進めていくのかという説明、これはどういうふうに町長はお考えになっているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。私の公約と現状の総合計画を照らし合わせたところ、十分現状の総合計画の中でカバーできる部分だというふうに思っております。もっと言えば、議員勘違いされているかもしれませんが、総合計画というのは、組長が代わってその組長が例えばとんでもないことを言い出した時に縛るものでもあるというふうに思っているんです。ですから、政治でそのトップが代わった時に総合計画が羅針盤として、議員がおっしゃったように羅針盤として方向性を定めるのが、これが本来の総合計画の役割だというふうに思っております。私の公約と現状の総合計画、これをですね、総合性をしっかり見たところ、現状の総合計画と十分その乖離がないと、先ほどの答弁のとおりでございます。ですから、次の見直しまで現状の総合計画の中で、その振り幅の中で私の政策をしっかりと進めていきたい、方向性は同じ方向性だということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

方向性が同じということはおわかりました。わかりましたけれども、町民の中にはよく見えてこないという町民の意見もあるんですよ。ですから、何らかの折に町長からやっぱり説明をしていきながら、こういうことをやるけれども、これは私の公約でこういうことをやるけれども、これは今の総合計画でこ

の部分にあてはまるからという説明はやっぱり折に触れてやっていただかないといけないと思いますし、議会の中でも折に触れてそういう説明をいただきたいと、そういうことをお願いしたんですが、そのへんはどうでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただ今のご質問にお答えいたします。議会のほうに説明不足というふうに捉えられている部分もしかするとあるかもしれません。今のご意見を踏まえて今後さらにしっかりと議会に説明責任を果たすと同時に町民に対しても説明責任をしっかりと果しながら、さまざまな施策を展開していきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

では、次の（2）番の質問に入ります。行政の施策はPDCAサイクルにより進めますが、P、プランですね、プランなくして事業を進めることはできないが、現状の事業は何に基づいて執行しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。現状の事業の執行につきましては、第二次総合計画や第2次総合戦略、また人口ビジョンの計画内容と整合性を図りながら事業を進めているところであります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問ですが、これは先ほどと重なることがありますけれども、今の答弁でいきますと、第二次総合計画、それから第2次総合戦略、それから人口ビジョンですね、この計画との整合性を図りながら、これ町長の先ほどの答弁にもありましたから、今の町長の公約が整合性が取れていると話がありましたが、確認ですけれども、総合計画、総合戦略、人口ビジョン、整合性が取れているという判断でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

お答えいたします。そのとおりでございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは3番に入ります。先ほど見直しについて後でということですが、この部分でですね、政策の実現には羅針盤となる総合計画によって、町民に広く理解を求めることが必要と考えていますが、見直しはどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、第二次総合計画は、前期計画期間の達成状況の評価を行ったところであります。総合計画の見直しにあたっては、町民に広く理解を求めることが必要ですが、総合戦略や人口ビジョンとの関連性が高く、一体的な検討が必要であることから、改訂の際には、総合計画、総合戦略、人口ビジョンの3つの計画を、1つの計画に集約し策定したいと考えております。このため、第二次総合計画の期限は令和7年度となっておりますが、第2次総合戦略の期限と合わせ、1年前倒して令和6年度を期限としたいと考えております。こうしたことから、3つの計画を集約し、令和7年度に、第三次総合計画を策定することとし、明年度から集約した計画策定の準備に着手して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

はい、再質問ですけれども、ここで見直しのことを初めてお伺いしました。今、第二次総合計画は、令和7年となっているのを1年前倒しをして、6年度に策定すると、6年を期限として策定すると、今の答弁ですと、総合戦略と人口ビジョン、3つを集約する。先ほどの依田議員の時にもこんな話が出てきましたけれども、そうしますと今までの総合計画は、町長の任期に合わせるものがあって8年、4年、4年、8年ですね、4年、4年でやっていきます。総合戦略は5年なんですね。この年度は合わせるのか、どういうふうに考えているのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。現在の総合計画は、前期4年後期4年の計8年計画となっております。そして、総合戦略につきましては5年間という

計画期間、人口ビジョンにつきましては、令和4年度までということで、人口ビジョンにつきましては、令和4年度までのものももう1回見直しをするんですけども、総合計画、そして総合戦略の新規策定に当たっては総合計画が4年、総合戦略が5年という、これを、この年数をどうするかというのは、これからの検討になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

現在のままでいきますと、総合戦略は6年ですかね、6年で終わりますよと。総合計画はあと1年残ってますよと。それを6年というか、合わせるとなると総合戦略が終わったところで、総合計画、それから総合戦略、人口ビジョンも長いんですけども、見直しを行ってということですね。総合計画が5年、5年になるっていう可能性もあるということでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほどの答弁と一部繰り返しになりますが、総合計画については現在は4年、これは町長の任期が4年であるからということで、4年、4年で区切っておりますが、他の自治体の例を見ますと、前期後期を10年計画で、5年、5年でやっている自治体もこのところ多くありますので、そういった5年にするか、4年にするかというのは次期策定に向けて今後検討をして参りたいと考えておりますが、令和7年度から新たに始まる総合計画、総合戦略、これを令和7年度からスタートできるようにスタートを合わせるという計画は現在のところそういうことで進めて参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

私、項目がたくさんありますので、次に移りたいと思います。では、（4）ですね。これ見直しを進めるにあたりまして、町民の声をどのように反映していくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

総合計画の見直しにあたりましては、町民意識調査の実施、ワークショップの開催、町長とのほっとミーティング等を活用し、町民の皆さまのニーズの把

握に努め、広く意見を伺う機会を設けることとしております。こうした意見を基に、町長が掲げる公約実現に必要な施策、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などの社会情勢の変化を把握しながら、町民の声が反映される計画策定に努めて参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

やはり色々な計画を策定するにあたって、やっぱりこの町民の声をどのように反映していくかというのは一番重要なことだと思いますし、今、町長は対話、対話という話をしていきますので、ぜひ、ここはしっかりとした取り組みをしていただきたいと思います。次に移ります。（5）ですね。町長の政策の一つの柱に財政の健全化を目指すとありますが、総合計画の中ではどのように位置づけていくのかお伺いをします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。財政の健全化を目指すためには、最小の経費で最大の行政サービスを提供していくため、経営感覚をもって効率的、効果的に行政運営を進めていくことが必要であると考えております。こうしたことから、継続的な事業の見直しや、事業の必要性、有効性を検証するとともに、自主財源を確保するため、ふるさと納税の更なる推進や、ガバメントクラウドファンディングの活用についても示して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

やはりここも一番重要なところなので、ここは町民の声を大切にすることということも含めてですね、我々議会も真剣になってここを取り組んでいきたいと思えますので、議会にもいろいろ情報交換しながらやっていただきたいと思えます。再質問ですけれども、この継続的な見直しというところ、今、答弁の中でありましたけれども、今現状でもやっているでしょうし、現状でやっている部分と今後新しい計画を作っていく中で、この部分も同様にするのか、今後はこういうふうにやりたいというお考えがありましたら、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。継続的な事業の見直し、これもですね、

町においては必要と思っているけれど、実際には町民の皆様に見れば、あんまり使い勝手がなかったとかですね、そういうことも含めて、町民の意見を聞くうえで、そういった事業の見直しにも着手をして参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

冒頭申し上げましたように、総合計画は本町の最上位計画です。これがあって、またさらに下に色々な計画がありますので、ぜひとも見直し等については、慎重に取り組んでいただきたいと思います。再度申し上げますが、町長代わりまして、いろんな公約を出しております。我々も期待をしております。それがどう進められるかということは、町民も色々期待していますので、ぜひ、やっていただきたいと思います。

それでは、大きな2番、町民体育館の建設につきまして、移りたいと思います。先ほど、午前中ですね、望月議員が体育館設置についての質問をしていますので、重ならないように留意して質問して参りますが、町民体育館はリニア中央新幹線のルートに位置してしまっていて、それが取り壊されました。現在、社会体育活動、それから各種行事、災害時の避難場所など制約を強いられている状況にあります。これ、利用されていた時期ですね、通常利用がされていた時期は、町民体育館は90%を超える利用率、時によっては100%に近い利用率がありました。予約を取るのも困難な状況でありました。こうしたことから、体育館建設の願望は非常に強く、公共施設再配置計画にも明記されて、建設計画がこれまで進められてきました。ただし、中学校統合等の関連から計画が中断されている現状にあります。そこで何点か質問をさせていただきます。(1)番ですね。先ほど申し上げましたとおり、公共施設再配置計画、ここに体育館建設が載っているんですが、この計画は、先ほど申し上げました総合計画、上位計画である総合計画の一部として位置づけられていると、これも明記されています。町民体育館はこのような公共施設再配置計画で明記されている計画ですから、どのように進めていくかというのは、先ほど午前中の望月議員の中にもありましたけれども、もう一度、公共施設再配置計画と照らし合わせて、どう進めていく考えがあるのかをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。公共施設再配置計画は、平成27年2月に策定されたものであり、リニア建設のルート上にありました旧町民体育館に

つきましては、移設の対象とされておりました。この計画は、本町の上位計画であります総合計画におきましても、スポーツ施設など生涯学習施設の充実が記されており、町民体育館につきましては、町のスポーツ振興のために重要な施設であると認識しております。こうしたことから、新しい中学校校舎建設に多額の資金が必要となることが想定されるため、新町民体育館の建設につきましては、当初に立ち返り、新体育館の候補地や規模と機能及び財政面などについて、富士川町民体育館建設基本計画検討委員会において、再検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再検討については、午前中の望月議員のところでも、答弁がありましたのでわかりましたが、公共施設再配置計画、総合計画の一部ということで最上位計画の総合計画の一部ということで計画が策定されています。それは、先ほど申し上げました。本町のスポーツはですね、スポーツというか、もともとスポーツの町、富士川町として、実は統合前の旧増穂町、今のスポーツ協会の前身である体育協会のちょうど会長を務めさせていただいて、統合を迎えたんですね。ですから、スポーツの町、スポーツで元気な町に作るんだという認識は非常に町民の皆さん高いんです。今年の子梨県の体育祭りにおきましても、町村の部で優勝、ずっと連覇が続いております。これは、やっぱりスポーツの町で、町を元気にという形で町民の皆さんが頑張っていたと。改めまして、スポーツ協会あるいは専門部の皆さんに敬意を表したいと存じます。そこでですね、これ非公式な情報なんですけど、スポーツ協会から体育館設置の要望が届けられるのではないかと、これ非公式な情報をいただいておりますけれども、そのへんのところは、担当課としては、承知してますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在のところ要望書は提出されておられません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

非公式ですから私も確認しておりませんが、ただし、かつて私も体育協会の役員をしていましたので、その繋がりですという話があると伺っておりますので、今後出てくるかもわかりませんが、先ほど申し上げましたように体育館

建設は、まず J R 東海の工事から無くなりました。無くなったのでなんとかしてほしいというのは、強い願望があったんですね。先ほど公共施設再配置計画にも明記しました。体育館建設の検討委員会も設置して、これまで検討してきました。そういう流れの中で、午前中の望月議員の答弁の中にちょっと触れられていたんですが、確認をしたいんですが、J R 東海からの移転補償、移転する場合は公共補償です。移転しない場合は一般補償ですということですね。私も一般補償か公共補償か非常に気になっているんですが、これまでの計画をしているわけですから、やっぱり公共補償として交渉するのが当然じゃないかとは思いますが、その点お願いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。現在のところ体育館の方向性が決定しておりませんので、方向性が決定したのちに、詳細の協議を行って参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

現時点では、そうだろうと思います。それではですね、(2)番、2番に移ります。もともとあった町民体育館が今なくなっています。現時点での大規模災害時の避難場所は、どのように考えているのかをお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。町では地域防災計画を策定し、災害時の指定避難所を定めておりますが、その避難所は、想定される災害の種類、また地域的な特性等を踏まえた上で、開設しております。一方、近年は感染症対策や、プライバシーを重視した避難方法として、自家用車を用いた車中泊避難も一般的になってきており、避難場所や避難所駐車場においても、避難所と同様な活用が想定されております。また、災害によっては避難所への立ち退き避難のみならず、自宅待機をはじめ、親戚及び知人宅や町内の民間福祉施設への避難、さらには山梨県及び県内全市町村において、本年5月に締結した広域避難に関する協定に基づく、広域避難も考えられます。こうしたことから、町といたしましては、避難場所の多様化、ならびに町内の民間福祉施設や宿泊施設、及び県内市町村の協力によって、避難所の確保を図って参りたいと考えております。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

町民体育館が今現状ないわけですから、無いなりの避難所の設定とかは考えているでしょうけれども、そもそも従前の町民体育館の収容人数、先ほど、課長の答弁の中に、最近プライバシーを重視したりとかですね、このコロナ禍では従前と違うのかどうかわかりませんが、従前もとあった町民体育館の収容人数は何人と想定していたのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。従前の町民体育館では、収容人数540名程度を想定しておりました。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そうしますと、その人数が全体の避難所、収容からするとどこかに割り振った形になる、現状ではですね。町民体育館の分をどこかに割り振った形になるのでしょうか。どういう考えで設定されているかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。答弁が重なるところがございますけれども、町といたしましては、現有の施設を最大限に活用して、避難所確保に努めて参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

やはり、前と今では、支障が出ていますと私は感じています。時間もあれですから、次の（3）番に移ります。富士山火山噴火時の広域避難に関する協定書、これ協定を結んでます、我が町がですね。これに基づく受け入れ数は大丈夫なのかどうかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士山噴火に備えた広域避難計画に

において、富士北麓地域住民の広域避難は、避難する市町村と受入れ市町村が個別に覚書きを締結しております。富士川町は市川三郷町等とともに、富士河口湖町の町民の皆さんを受入れることになっております。この覚書きでは、昨年4月の見直しによって、町民体育館を受入れ施設から除いた町内9か所の施設に合わせて2,300人程度の受入を想定しております。こうしたことから、富士山噴火に伴う広域避難につきましては、他の市町村との協定も締結されており、本町の広域避難に対する受入は、問題がないものと考えております。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これ富士河口湖との協定がしてあるんですが、たまたま2週間ほど前ですかね、富士河口湖町では、初めて避難訓練、観光客を含めた避難訓練、この富士山噴火に基づいたですね、避難訓練を行ってまして、この富士山噴火については、もう近々の事由事項として捉えて富士河口湖も取り組みを行ってます。先ほど2,300人程度の受け入れ、これは、町民体育館が想定したときと人数は変わらないんですね。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

今回、町民体育館を受け入れ施設から除きましたけれども、町内の9か所の施設を指定しておりますので、受け入れ人数は変わっておりません。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

変わってないとなると、かつては無かったところも今度付け加えて、収容、避難場所というふうな受け入れ先としたということですが、その新しく受け入れ先になった2、3でいいですが、どんな所があるかお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。新たに指定した施設といたしましては、旧鯉沢デイサービスセンターおよび富士川町民会館などを、新たな施設として追加しております。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

2,300人の収容数をどこか設定しなければならないということで、新たに付け加えたと思いますが、付け加えると、やはりその、例えば町民会館であると町民会館の本来の業務ができなくなるんですね。これは、やっぱり支障があると思います。時間があれですから、次の大きな3点目に入りたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

井上議員、ここで議長から申し上げます。富士川町議会会議規則第9条第2項の規定により、この会議は時間を延長します。続けてください。

○12番議員（井上光三君）

引き続きよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

はいどうぞ。

○12番議員（井上光三君）

では、大きな3番ですね。介護保険サービス事業の受け入れ先についてお伺いします。介護保険制度が導入されて以降、さまざまなサービスを受けられるようになりました。本町においてもサービスを提供する事業所が増えてきました。こうした介護保険サービス事業の受け入れ先を決めるにあたりまして、何か質問をさせていただきます。まず（1）ですね。通所介護事業を利用できる事業所は、町内では社会福祉協議会のほか、10施設を超える事業所があると聞いていますが、事業所の斡旋に偏りがいいのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 望月聡君。

○福祉保健課長（望月聡君）

ただ今のご質問にお答えをいたします。現在町内には、14の通所介護事業所などがあります。これらの事業所を利用するには、地域包括支援センターや、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが、本人や家族の状況、ニーズを把握し、介護予防や自立支援、重度化防止を進められるように、利用者に合った事業所を選定しております。また、居宅介護支援事業所ではケアマネジメントの公正・中立性の確保や同一の事業所によるサービス提供の偏りを防止するため、半年ごとに居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供総数をチェックし、町に報告することとなっております。こうしたことから、利用者の希望をもって居宅介護支援事業所のケアマネージャーが事業所を選定し、町への報告により正当な理由もなく同一事業所に斡旋しているものではないと確認しておりますので、偏りがないと判断しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

今の答弁ですと、利用者の希望を最優先にしていると、また、ルールに基づいてケアマネージャーさんが、事業所を選択しているので、偏りが無いということなんですが、先ほどの答弁の中に地域包括支援センターや居宅支援事業所のケアマネージャーという話がありましたけれども、私の認識では、まず町民が介護を受けたいよと、福祉保健課なり地域包括支援センターに行きますよね。そうしますと地域包括支援センターで相談をしながら最後介護認定までやります。認定されると地域包括支援センターでケアマネージャーに紹介するという流れでよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 望月聡君。

○福祉保健課長（望月聡君）

ただ今のご質問にお答えをいたします。ケアマネージャーにつきましては、居宅介護支援事業所ごとにいらっしゃいます。その居宅介護支援事業所のケアマネージャーがそのサービスの内容につきまして実施することとなっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ケアマネージャーさんも公平公正な立場でやっているということをお伺いしていますので、そのとおりだと思います。では、時間の関係でまた2番に移ります。（2）ですね。町が社会福祉協議会に委託している通所介護事業について、民間事業所と比較すると利用件数が多いと感じます。町民の声もそういうことがあります。要因はなんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 望月聡君。

○福祉保健課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町内にある社会福祉協議会を除く13の通所介護事業所の内、6か所の1日当たりの利用定員は、各事業所の運営規定により25名から35名でございます。また、地域密着型サービス事業所7か所の1日当たりの利用定員は、10名から18名で小規模に設定しており、家庭的な雰囲気作りを大切にしている運営を行っております。一方、町の指定管理にて運営している社会福祉協議会の通所介護事業につきましては、面積も広く、規模も大きい施設であるため、1日当たりの利用定員は40名となっております。

おります。こうしたことから、町内事業所の中では、一番定員が大きい事業所となるため、その他の事業所と比較して、利用件数が多く感じる要因になるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

当然、キャパの多いところは、多くの利用者の皆さんが利用できるということだと思います。関連してしますので（3）に移ります。介護保険事業が導入されて以降、民間の介護サービス事業所が大変充実してきております。社会福祉協議会で行っている通所介護事業を分散すべきではないかというご意見もあります。これは、社会福祉協議会の過去に理事会の中でも話が出ました。町民からもそういう話を聞いています。この点について、町の考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 望月聡君。

○福祉保健課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町の指定管理業務として運営しております社会福祉協議会の通所介護事業につきましては、平成3年に地域健康福祉センターの開所に併せて、介護保険制度開始以前から民間の事業所に先駆けて町の委託事業として運営して参りました。サービス内容につきましては、施設規模も大きく、設備も整えられているため、現在も多くの方に利用していただいております。一方、近年は民間の介護サービス事業所の参入によって、より質の高いサービスの提供が期待できるようになり、利用者の受入体制も整えられて来ているところであります。こうしたことから、町では指定管理業務として行っている社会福祉協議会の通所介護事業の今後のあり方を、現在検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

社会福祉協議会の在り方を検討されているということなんですけれども、社会福祉協議会は、町が補助金を出しています。委託料も、社会福祉協議会の委託料、サービス事業の委託料が、おおよそ1億ぐらいなんです。その半分の5,000万円が通所介護事業なんです。ですから、いろんな町民の皆さんとか、ほかの民間の施設からいろんな話があるんでしょうけれども、検討されているということで、簡単に言うと第3セクターなんです、町が関わっているね。そこが仕事をたくさん取っていいのかという声が聞こえてくる。私は、しっかりと充実したサービスをしてきているので、社会福祉協議会も重要だ

と思っていますので。これ、ちょっと聞いていいかどうかわからない、そもそも社会福祉協議会の役割はなんで、課長はどう認識しているのか、もし答えられたら、答えられなければ結構ですけど、お願いします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 望月聡君。

○福祉保健課長（望月聡君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。社会福祉協議会の事業につきましては、町で補いきれない社会福祉事業につきまして、その福祉事業を補う施設、社会福祉協議会であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

時間も迫ってまいりましたので、次の4番、大きな4番、観光物産協会の業務について質問に入ります。富士川町の観光物産協会は、会則で町の観光物産事業と地域の振興発展ならびに観光物産資源の開発利用を図り、併せて町の活性化、町民の福利増進と文化向上に寄与するとあります。目的としてありますね。この目的を達成するために様々な事業が行うことが定められています。現状においては、この事業がなかなか実施されていないもの多くです、協会の業務内容が見えてこないという意見があります。そこで何点か質問をさせていただきます。まず（1）です。観光物産協会の会員数は46団体と聞いています。非常に少ないと感じますが、会員を増やす方策はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。観光物産協会への入会につきましては、これまで総会や会議開催の折、会員の方々に新たな会員の増員をお願いし会員からの紹介で観光物産協会の目的に賛同してくださる方に、会員となっただいております。会員数のピークは平成26年度で69の法人、団体、個人の会員数がありましたが、その後、廃業や脱会により、現在の会員数となっています。今後は、現在の会員数を維持しつつ、より魅力ある観光物産協会に磨き上げ、多くの方が、協会の目的に賛同していただけるように、各種イベント等の情報発信や会則の見直しなど、入会しやすい環境づくりを行なって参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

平成26年には69団体あったのが、ここまで減ってきているんですね。あんまり機能していないと感じています。時間もあれですから、(2)番に移ります、関連がありますので。観光物産協会の会員になった場合のメリットは、どんなことがあるのかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。観光物産協会の会員になった場合のメリットにつきましては、現在コロナ禍で数は少ないですが、町や観光物産協会にイベント等への出店依頼があった場合、優先的に会員へ出店希望を募り、会員が出店することによって、町の特産品のPRや販路拡大ができると考えております。また、会員自身が出店できない場合でも、観光物産協会事務局が、会員に代わりまして、商品の委託販売をすることで、チャンスを逃さず、店舗のPRなどができると考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

町というかですね、例えば、さくら祭りなんかには出店、観光物産協会が出店をしませんかと言って出店する。観光物産協会に入っていない、例えば、さくら祭り、入っていない会員も出店できることになっているんですか、できないんですか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現時点では、観光物産協会の加入以外は、できないとしております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そのとおりなんです。そういうふうなやり方をすれば皆さん観光物産協会に入ってこのイベントに私たち参加できるよということになるんだと思いますけれども。時間がないですから次に移ります。3番ですね。観光物産協会の目的のひとつに観光物産資源の開発利用を図るとありますが、これ具体的な方策どんなことやってますか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。観光物産資源の開発利用につきましては、新たな観光資源および特産品を開発、発掘し、これを利用して町の活性化を目的としております。昨年度は、拓殖大学と山梨県立大学の学生が、町内産のゆずジャム、もちきび、卵を使いまして、家族で作れるおうちカフェとしまして、パウンドケーキ手作りセットというものを考案しまして、ふるさと納税の返礼品にいたしました。また、会員の中には新たな商品の開発など、積極的に行っている方もおりますので会員から新商品などの情報をいただくなかで、特産品化やPRなどを図り、町の活性化につなげて参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

大学生、若い考えが入ってきたというのは非常に私も評価していますが、これは継続してやられるということなんですか、1年限りですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただ今のご質問にお答えいたします。できれば継続してやりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ぜひ、お願いします。では（4）番に入ります。昨年度の事業報告、これ総会の資料ですが、事業報告では当初計画のとおり実施されていないんですね。この要因を伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。令和3年度の事業計画では、観光物産キャンペーンへの参加、各種イベントへの参加、また友好交流都市との観光物産交流などを計画をいたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による自粛要請などで、各種イベント等が中止や延期をされたことから、会員への参加依頼ができず計画どおりには実施できなかった状況でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

計画の中ではいろんなことが計画されています。コロナ禍の中でできなかった部分がたくさんあると思いますが、私は、この数年のこの事業計画とか見えますと、予算書、決算書見えますと、これ少し甘いなど。観光物産協会って一体何だろうと。ですから町民にも見えてこない、何をやっているんだかっていうのが見えてこないんですよね。来年度以降の計画にあたってもう少し具体的に、もっと、午前中というか、前の議員さんも観光振興のところ言ってますし、例えば、ゆるキャンに合わせてこういうふうにやりますって言ってますし、その辺、見直しというところは考えてますか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。この事業計画につきましては、また協会の皆さま方とまたお話し合いをするというところもあるんですけども、できることはやっていきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは、(5)番に移ります。観光物産協会の業務と、それからこれは観光物産協会ですね、町の商工観光担当ですね、どのように連携して、例えば、観光振興であるとか、物産の振興であるとか、どのように連携してやっているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。産業振興課の商工観光担当とは、観光情報や町内外のイベント開催状況、商工業の情報などを常に情報を共有し、連携しているところでございます。本年5月には、コラニー文化ホールにおきまして、第16回国内観光活性化フォーラム in やまなしというものが開催されました。その中で、富士川町のブースにおきまして、町の観光PRやゆずじゃんグッズの配布などを行ったところでございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

私たちが議会ですと、一般所管について調査をする時に、どうしても観光

物産協会は、産業振興課と離れてしまうんですね。よその町というか、大きな市でいうと観光物産協会はもう法人化されているんです。例えば、南アルプス市、市の観光物産については積極的に、これは大きいところですから、職員もいてやります。我が町はそんなに大きくないです。ただし、観光物産協会の会長は、町長なんですよね。ですから、連携してうまくやらないといけないということです。時間がないので最後に移ります。6番目ですね。今後、観光物産協会の拡充が、これ大変必要だと考えてますけれども、町としての考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。観光物産協会の拡充につきましては、まずは会員数の拡充を図り、多様な関係者との連携により、地域の情報発信や特産品のPR活動を戦略的に実施して行くことだと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

観光とかですね、ほかの質問の中で、各議員さんも観光の振興とか、農産物の振興とかという話が出てきましたけれども、非常に重要なことなんですね。観光物産協会、これを見ますと46団体、これ会員だけのものなんですか、観光物産協会。町のいろんな、町づくりの振興に大きく関わるという意識が私たちに見えない。担当としては、会員だけのものと考えているんですか、そのへんの認識をお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。観光物産協会につきましては、その店舗なり加盟店以外、それだけとは考えておりません。町の活性化なり住民の福利増進と文化向上にきすることということも目的としておりますので、町民全体を考えていきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

そのとおりなんですね。会員が46人いるから46人だけのものじゃない。ちょっと1点だけですね、観光物産協会と我々いつも議会で事務事業についてやる時に、ふるさと納税については観光物産協会の仕事ですと、でもこれは、

町の決算予算に出てくるんです、ふるさと納税はですね。実際には観光物産協会の会費を集めます、その中の事業、先ほど私が言っていた事業とか事業計画とかは、観光物産協会だけのものですから、我々は見ることができないんですが、ふるさと納税の仕事の役割は、どうして観光物産協会です仕事としてやっているのか、そのへんがよくわからない。議長、これは通告にないのでいいです。取り消します。時間が1分を切りましたので、以上で私の質問は終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告9番 12番 井上光三君の一般質問を終わります。

---